

## 統計・資料

- (1) 教員養成サポートセンターの利用状況
- (2) 教職課程履修者数・在籍者総数
- (3) 教育実習者数
- (4) 一括申請による教員免許状取得状況
- (5) 教員就職者数
- (6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程
- (7) 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則
- (8) 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則
- (9) 盛岡大学教職課程履修要領
- (10) 盛岡大学短期大学部教職課程履修要領

# (1) 教員養成サポートセンターの利用状況

2024/3/7 現在

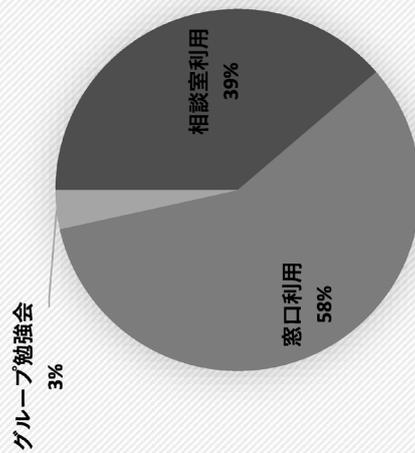
## 令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談室利用	407	344	524	409	363	194	328	445	304	209	255	126	3,908
窓口利用	572	581	669	589	280	153	730	760	495	434	324	251	5,838
グループ勉強会	0	33	137	104	43	34			0				351

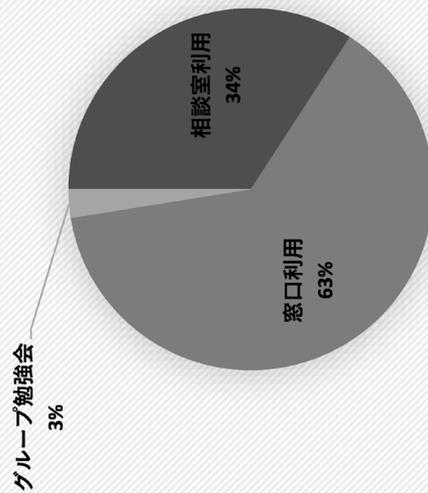
## 令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談室利用	182	318	418	265	387	182	169	182	123	106	121		2,453
窓口利用	565	565	632	572	372	218	350	404	304	307	264		4,553
グループ勉強会	0	20	94	40	27	2			0				183

### 令和4年度



### 令和5年度



(2) 教職課程履修者数・在籍者総数

令和4年度教職課程履修者数・在籍者数

令和4年5月1日現在

学部	学科	教職課程履修者数				合計	在籍者数				合計
		1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	4年	
文学部	英語文化学科	22	19	25	18	84	59	53	71	64	247
	日本文学科	46	27	17	25	115	75	69	76	83	303
	社会文化学科	12	11	15	21	59	91	73	67	93	324
	児童教育学科	84	116	145	133	478	122	124	152	147	545
栄養科学部	栄養科学科	12	7	7	3	29	60	82	68	89	299
大学計		176	180	209	200	765	407	401	434	476	1,718
短期大学部	幼児教育科	99	82	-	-	181	99	83	-	-	182
総計		275	262	209	200	946	506	484	434	476	1,900

## 令和5年度教職課程履修者数・在籍者数

令和5年5月1日現在

学部	学科	教職課程履修者数				合計	在籍者数				合計
		1年	2年	3年	4年		1年	2年	3年	4年	
文学部	英語文化学科	10	25	16	25	76	50	55	51	73	229
	日本文学科	30	38	23	20	111	70	74	67	82	293
	社会文化学科	27	12	11	19	69	78	91	73	79	321
	児童教育学科	56	81	88	106	331	110	121	131	152	514
栄養科学部	栄養科学科	-	-	6	6	12	74	57	77	76	284
大学計		123	156	144	176	599	382	398	399	462	1,641
短期大学部	幼児教育科	75	94	-	-	169	75	98	-	-	173
総計		198	250	144	176	768	457	496	399	462	1,814





### (3) 教育実習者数

令和4年度教育実習者数

学部学科	教科		幼稚園		小学校		中学校・高等学校								合計					
	学	科	一 種	二 種	一 種	二 種	英語		国語		社会		書道	地理歴史		公民				
							一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種					一 種	二 種		
文学部	英語文化学科	学	科														26			
																			14	
																				18
																				172
栄養科学部	栄養科学学科	学	科	56		92											2			
大学計				56	0	92	5	24	13	12	4	13	7	2	2	0	232			
短期大学部	幼児教育科	学	科		176												176			
総計				56	176	92	5	24	13	12	4	13	7	2	2	0	408			

令和5年度教育実習者数

教科	幼稚園		小学校			中学校・高等学校							合計			
	一種	二種	一種	二種	栄養教諭	英語		国語		社会		書道		地理歴史	公民	
						一種	二種	一種	二種	一種	二種					
学部学科							13									13
	英語文化学科															
	日本文学科							14				1				15
	社会文化学科									5			1		2	8
栄養科学部	児童教育学科	60		70						8						157
	栄養科学科					4										4
合計	60	-	70	0	4	13	8	14	11	5	8	1	1	2		197
短期大学部																
	幼児教育科		162													162
総計	60	162	70	0	4	13	8	14	11	5	8	1	1	2		359

#### (4) 一括申請による教員免許状取得状況

##### 一括申請による教員免許状取得状況(令和4年度)

種類	教科	文学部				栄養科学部	短期大学部	合計
		英語文化学科	日本文学科	社会文化学科	児童教育学科	栄養科学科	幼児教育科	
幼稚園	一種				58			58
	二種						78	78
小学校	一種				81			81
	二種	2		3				5
中学校	一種	英語	17					17
		国語		12				12
		社会			8			8
	二種	英語				13		13
		国語				4		4
		社会				7		7
高校	一種	英語	17					17
		国語		16				16
		書道		3				3
		地歴			7			7
		公民			9			9
栄養教諭	一種					1		1
	二種							0
合計		36	31	27	163	1	78	336

一括申請による教員免許状取得状況(令和5年度)

種類	教科	文学部				栄養科学部	短期大学部	合計	
		英語文化学科	日本文学科	社会文化学科	児童教育学科	栄養科学科	幼児教育科		
幼稚園	一種				60			60	
	二種						91	91	
小学校	一種				87			87	
	二種							0	
中学校	一種	英語	18					18	
		国語		13				13	
		社会			10			10	
	二種	英語				8		8	
		国語				11		11	
		社会				7		7	
高校	一種	英語	21					21	
		国語		14				14	
		書道		4				4	
		地歴			10			10	
		公民			8			8	
栄養教諭	一種					3		3	
	二種							0	
合計			39	31	28	173	3	91	365

## (5) 教員就職者数

○令和4年3月卒業生 教員就職状況

2022/5/1現在

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	栄養教諭	計
文学部英語文化学科	正規				4				4
	講師				1				1
文学部日本文学科	正規				2	1			3
	講師				4	2			6
文学部社会文化学科	正規				1				1
	講師			1	1				2
文学部児童教育学科	正規	9	2	33			2		46
	講師	3	1	15					19
栄養科学部栄養科学科	正規								0
	講師								0
合 計		12	3	49	13	3	2	0	82

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	計
短期大学部幼児教育科	正規	19	3	22
	講師	3	0	3
合 計		22	3	25

○令和5年3月卒業生 教員就職状況

2023/5/1現在

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	栄養教諭	計
文学部英語文化学科	正規								0
	講師				3	1			4
文学部日本文学科	正規				2	2			4
	講師					3			3
文学部社会文化学科	正規				2				2
	講師				2				2
文学部児童教育学科	正規	14	4	30					48
	講師	4		11					15
栄養科学部栄養科学科	正規								0
	講師								0
合 計		18	4	41	9	6	0	0	78

学部学科	採用区分	認定こども園	幼稚園	計
短期大学部幼児教育科	正規	11	4	15
	講師	6	0	6
合 計		17	4	21

## (6) 盛岡大学教員養成サポートセンター規程

(趣旨)

第1条 盛岡大学学則第54条及び盛岡大学短期大学部学則第61条に基づき、本学に盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、初等・中等教育における教員の養成及び教職への就職支援並びに教職にある者への支援の充実を図ることを目的とする。

(協力体制)

第3条 前条の目的を達成するため、センターは盛岡大学及び盛岡大学短期大学部の全教員の協力を求めることができる。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 教職課程の管理運営にかかる業務

- ア 教職課程のカリキュラム編成
- イ 教育実習（介護等体験を含む。）及び教育委員会等関係機関との連絡調整に関する事
- ウ 教育職員免許状に関する事
- エ 教職課程にかかる調査統計に関する事
- オ 研究誌の発行に関する事

(2) 教職支援にかかる業務

- ア 教員を希望する学生への教員養成教育にかかる業務
- イ 学生及び卒業生における教職志望者への就職支援業務
- ウ 本学を卒業した現職教員への支援事業

(3) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務

(所長)

第5条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、センターを統括し、センターを代表する。
- 3 所長は、理事長が任命する。
- 4 所長の任期は2年とする。

(副所長)

第6条 センターに副所長を置く。

- 2 副所長は、中学校・高等学校教職課程を担当する教員をもって充てる。ただし、所長が当該課程の教員である場合は、小学校・幼稚園教職課程を担当する教員をもって充てる。
- 3 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を行う。
- 4 副所長は、理事長が任命する。
- 5 副所長の任期は2年とする。

(盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会)

第7条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会を置く。

- 2 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則は、別に定める。

(盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会)

第8条 センター内に、盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会を置く。

- 2 盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則は別に定める。

(審議機関)

第9条 第4条に定める業務の遂行にあたってはそれぞれ次の審議機関を置くものとする。なお、両機関とも教員養成サポートセンター専門委員会の構成員をもって運営する。

- (1) 第4条第1項第1号  
教職課程委員会

(2) 第4条第1項第2号  
教職支援対策委員会

(部会)

第10条 第4条に定める業務の遂行に必要と認められる場合、センター内に部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 センターの庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

なお、その事務組織は第4条第1項に基づく業務ごとに置き、分担して行うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会が発議し、大学及び短期大学の教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

## (7) 盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会規則

(趣旨)

第1条 盛岡大学教員養成サポートセンター(以下「センター」という。)は、盛岡大学教員養成サポートセンター規程第6条に基づき、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 管理委員会は、センターの業務を円滑に推進するためにセンターに関する企画の調整、推進を行うものとし、次の事項について審議する。

- (1) センターの運営に関する重要事項
- (2) 部会の設置及び廃止
- (3) その他センターに関する重要事項

2 管理委員会は、教職課程における自己点検及び自己評価の総括を担うものとする。

(構成)

第3条 管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 文学部長、短期大学部長
- (3) 盛岡大学教員養成サポートセンター所長及び副所長
- (4) その他、必要により学長が委嘱する者

2 前項の(4)の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 管理委員会の招集は学長が行う。

2 会議は過半数の委員の出席により成立する。

3 委員長は学長が務める。

(庶務)

第5条 管理委員会の庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、管理委員会が発議し、文学部並びに短期大学部教授会の意見を徴したうえで、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (栄養科学科の教職課程(栄養教諭)認定の取下に伴う諸規程の一部改正に関する規程、教職課程自己点検・評価)

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

## (8)盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会規則

(趣旨)

第1条 盛岡大学教員養成サポートセンター（以下「センター」という。）は、規程第7条に基づき、センター内に盛岡大学教員養成サポートセンター専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は次の事項を所掌する。

- (1) センターの業務の企画・計画と執行
- (2) 教職課程委員会並びに教職支援対策委員会の運営
- (3) その他、専門委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 専門委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 盛岡大学教員養成サポートセンター所長及び副所長
- (2) 大学においては教職課程を担当する者の中から学長が委嘱する者
- (3) 短期大学部においては学長から委嘱された者
- (4) その他、必要により学長が委嘱する者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員長は、盛岡大学教員養成サポートセンター所長をもって充てる。

2 副委員長は、センター副所長を充てるものとし、委員長に事故あるときはその任にあたる。

(会議)

第5条 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、盛岡大学教員養成サポートセンター事務室において行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、盛岡大学教員養成サポートセンター管理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

## (9) 盛岡大学教職課程履修要領

(目的)

第1条 この要領は、学則第16条第4項に基づき、教育職員免許状の取得にかかる教職課程の単位修得について必要な事項を定める。

(教職課程履修登録)

第2条 教職課程を履修するためには、教職課程ガイダンス(説明会)に必ず出席の上、希望取得免許状を登録しなければならない。なお、正当な理由なく教職課程ガイダンスを欠席した者の登録は無効となる。

2 教職課程の登録は本学所定の履修登録方法を以って行うものとする。

(教職課程履修登録訂正)

第3条 教職課程の履修登録を訂正する場合は、次の手順により行うものとする。

- (1) 当該学生は「教職課程履修登録訂正票」(様式1)を教員養成サポートセンター(以下「センター」という。)において入手する。
- (2) 学科の教職担当者の面談を受け、承認印を得る。
- (3) 当該学生は「教職課程履修登録訂正票」をセンターに提出する。
- (4) センターを経由して受理した「教職課程履修登録訂正票」により学生部教務課は教務システム上において履修登録訂正作業を行う。

(授業科目・単位数及び履修方法)

第4条 教育職員免許状の授与に必要な授業科目、単位数及び履修方法については、教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、学部並びに学科ごとに次のとおり本学が定めるものとする。

・本学が課程認定されている免許状の種類と所要単位

- ① 施行規則第66条の6に定める科目 (別表I～IV)
- ② 領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目
- ③ 教育の基礎的理解に関する科目等
- ④ 大学が独自に設定する科目 (②～④:別表1～10)

2 教職課程を履修する者は、履修すべき授業科目の登録を自らの責任において履修登録期間内に行わなければならない。

3 小学校及び中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例に関する法律により「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験の実施承認に関する内規」の定めるところによる。

4 教育実習については「教育実習の履修の承認に関する内規」の定めるところによる。

5 教職課程を履修する者は、教職等履修カルテ対象科目の修得ごとに、「教職等履修カルテ」を作成し、4年次後期の「教職実践演習(中・高)」及び「保育・教職実践演習(幼・小)」を受講する際に、その蓄積された記録を提出しなければならない。

(教育職員免許状申請)

第5条 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請を行うことができる。

2 前項の申請は、大学が申請を行う一括申請、もしくは個人申請によるものとする。

3 一括申請については、大学が行う一括申請にかかるガイダンスに出席のうえ、所定の手続きを行うものとする。

4 個人申請については、自己の責任において都道府県教育委員会(授与権者)に申請を行うものとする。

(他の大学で履修した科目の単位の取扱い)

第6条 教育職員免許法施行規則第10条の3に基づき、他の大学で修得した教職課程の単位を本学の教職課程の科目の単位に含めることができる。

(事務主管)

第7条 教職課程に関する事務は、教員養成サポートセンター事務室が行うものとする。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、教職課程委員会で審議のうえ、教授会の承認を経て学長が決定するものとする。

附 則

この要領は平成31年4月1日に施行する。

附 則 (別表Ⅳ)

この改正要領は令和2年4月1日に施行する。

附 則 (栄養科学科の教職課程(栄養教諭)認定の取下に伴う諸規程の一部改正に関する規程ほか)

この改正要領は令和4年4月1日から施行する。

【別表省略】

## (10) 盛岡大学短期大学部教職課程履修要領

(目的)

第1条 この規則は、学則第10条及び第22条に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目（以下「教職課程」という。）を履修する場合に必要な事項について定める。

(履修要件)

第2条 教職課程を履修するためには次の各号をすべて満たす必要がある。

- (1) 1年次の始めに「資格課程履修届」を盛岡大学短期大学部学生課（以下「学生課」という。）に提出しなければならない。
  - (2) 各年度当初に実施する教育実習事前・事後指導に出席していること
- 2 前項にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、履修することができない。
- (1) 教員になる意志のない者
  - (2) 学力不足、教職適性等に鑑み、教員としての資質に問題があると判断された者
  - (3) 教育実習事前・事後指導を正当な理由なく欠席した者
- 3 前項において、欠席理由として「正当な理由」と認められるものは次の各号の1とする。
- (1) 欠席届が提出され担当者が「正当な理由」と認めたもの
  - (2) 感染症報告書が提出されたもの
  - (3) 忌引届が提出されたもの
  - (4) 交通機関の遅延証明が提出されたもの

(履修登録)

第3条 教職課程の履修登録は、盛岡大学短期大学部WEBポータルシステム上で行うものとする。なお、履修登録していない科目は単位認定されない。

(履修取消)

第4条 教職課程の履修取消しようとする者は、書面を以って行うものとし次の手順により行うものとする。

- (1) 所属学科の教職科目担当教員（以下「教職担当」という。）に相談する。
- (2) 「資格課程履修辞退届」（様式1）を学生課から入手する。
- (3) 「資格課程履修辞退届」（様式1）に記入の上で、教職担当から承認印を受ける。
- (4) 承認印を受けた「資格課程履修辞退届」を学生課に提出する。
- (5) 「資格課程履修辞退届」により学生課は教務システム上の履修取消作業を行う。

(履修中止)

第5条 次に該当する学生は、教職課程の履修を中止するものとする。

- (1) 教職課程受講要件に抵触した者
- (2) 教員としての資質に問題があると判断された者、または教職課程履修にあたり望ましくない行為があった者
- (3) 教員になる意志がない者

(履修科目)

第6条 教育職員免許状の授与に必要な授業科目及び単位数については、教育職員免許状及び教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めるものとする。

2 履修する者は、自らの責任において履修登録期間に、配当学年及び配当学期に履修可能な授業科目の履修登録を行わなければならない。

(教育実習)

第7条 1年次における授業科目数の80%以上を修得できなかった者は、原則として2年次の教育実習を履修することができない。

2 実習時期は次のとおりとする。

実習種類	年次	時期
幼稚園実習	1	9月（1単位）
	2	6月（3単位）

（教育職員免許状申請）

第8条 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請を行うことができる。

2 前項の申請は、本学が申請を行う一括申請によるものとする。なお、申請する者は、一括申請にかかるガイダンスに出席の上、所定の手続きを行うものとする。

（事務主管）

第9条 教職課程に関する事務は、教員養成サポートセンター事務室が行うものとする。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、教職課程委員会で審議の上、教授会で決定するものとする。

附 則

この規則は平成31年4月1日に施行する。

【様式省略】